

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊中市長

## 公表日

令和5年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種管理システム（保健総合システム）</li> <li>②ワクチン接種記録システム（VRS）</li> <li>③共通基盤システム（庁内連携システム）</li> <li>④団体内統合宛名システム</li> <li>⑤中間サーバー</li> <li>⑥住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>⑦電子申込システム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項 別表第一の10・93の2の項</li> <li>・番号法 第19条第6号（委託先への提供）</li> <li>・番号法 第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条・第67条の2</li> <li>・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第8号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2</li> </ul> <p>2. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の2の2</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 健康危機対策課
②所属長の役職名	健康危機対策課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054 )
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康医療部 健康危機対策課 ( 豊中市中桜塚4-11-1 電話:06-6152-7329 )

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> <span style="float: right;">[ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	評価書名	子どもの予防接種事務 基礎項目評価書	予防接種事務 基礎項目評価書	事後	
平成28年6月17日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	子どもの予防接種事務における	予防接種事務における	事後	
平成28年6月17日	I-1-① 事務の名称	子どもの予防接種事務	予防接種事務	事後	
平成28年6月17日	I-1-② 事務の概要	予防接種法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対してA類疾病に係る予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務を行う。	予防接種法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。	事後	
平成28年6月17日	I-2 特定個人情報ファイル名	A類予防接種管理ファイル	予防接種管理ファイル	事後	
平成28年6月17日	I-3 法令上の根拠	右の条項を追加	豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
平成28年6月17日	I-4-② 法令上の根拠	右の文言を追加	2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二の第16の2の項	事後	
平成28年6月17日	I-5-① 部署	健康福祉部保健所健康増進課	健康福祉部 保健所 保健予防課	事後	
平成28年6月17日	I-5-② 所属長	細貝 徳子	岡本 里美	事後	
平成28年6月17日	I-8 連絡先	健康福祉部保健所健康増進課(豊中市岡上の町2-1-15電話:06-6858-2800	健康福祉部保健所保健予防課(豊中市中桜塚4-11-1 電話:06-6152-7329	事後	
平成28年6月17日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月17日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	I-4-② 法令上の根拠	「1. 情報提供の根拠」に右の条項を追加	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	I-7 請求先	電話:06-6858-2653	電話:06-6858-2054	事後	
平成29年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-① 部署	健康福祉部 保健所 保健予防課	健康医療部 保健予防課	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	岡本 里美	保健予防課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054 )	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054 )	事後	
令和1年6月28日	I-7 連絡先	健康福祉部 保健所 保健予防課	健康医療部 保健予防課	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	
令和2年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	2. 情報提供の根拠  ・番号法第19条第7号 別表第二の第16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	2. 情報提供の根拠  ・番号法第19条第7号 別表第二の第16の2・16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2・第12条の2の2	事後	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	表紙 特記事項	<p>豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。</p> <p>なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。</p>	削除	事前	
令和3年3月10日	I-1-② 事務の概要	<p>予防接種法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。</p>	事前	
令和3年3月10日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第9条第1項 別表第1の10の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 第10条</li> <li>豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用に関する条例 第3条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第9条第1項 別表第一の10・93の2の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条・第67条の2</li> <li>豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用に関する条例 第3条</li> </ul>	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月10日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報照会の根拠  ・番号法 第19条第7号 別表第二の第16の2・17・18・19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2	1. 情報照会の根拠  ・番号法 第19条第7号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2・第59条の2	事前	
令和3年3月10日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事前	
令和3年6月30日	IV 8. 監査	[ ○ ]外部監査	[ ]外部監査	事前	
令和4年1月12日	I-1-② 事務の概要	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt; ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月12日	I-1-③ システムの名称	①予防接種管理システム(保健総合システム) ②共通基盤システム(庁内連携システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤住民基本台帳ネットワークシステム	①予防接種管理システム(保健総合システム) ②ワクチン接種記録システム(VRS) ③共通基盤システム(庁内連携システム) ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー ⑥住民基本台帳ネットワークシステム ⑦電子申込システム	事後	
令和4年1月12日	I-3 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の10・93の2の項	・番号法 第9条第1項 別表第一の10・93の2の項 ・番号法 第19条第6号(委託先への提供) ・番号法 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和4年1月12日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項	1. 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項	事後	
令和4年1月12日	I-4-② 法令上の根拠	2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項	2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項	事後	
令和5年5月26日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2・第59条の2	1. 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月26日	I-4-② 法令上の根拠	2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の2の2・第59条の2	2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の2の2	事後	
令和5年5月26日	I-5-① 部署	健康医療部 保健予防課	健康医療部 健康危機対策課	事後	
令和5年5月26日	I-5-① 所属長の役職名	保健予防課課長	健康危機対策課長	事後	
令和5年5月26日	I-8 連絡先	健康医療部 保健予防課	健康医療部 健康危機対策課	事後	
令和5年5月26日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月26日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	